

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和6年(2024年)6月28日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(1) 物品の名称及び数量

入退室管理システム 一式

(2) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間

(4) 納入場所

山口市滝町1番1号

山口県警察本部警務部情報技術推進課

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特A、A、B又はCの等級に格付されている者であること。

(4) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。

(5) この公告の日からこの入札の日までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

山口市滝町1番1号 山口県警察本部警務部会計課

4 入札説明書及び仕様書の交付

この公告の日から入札の日の前日まで(山口県の休日に関する条例(平成元年山口県条例第1

6号)第1条第1項各号に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、山口県警察本部警務部情報技術推進課において、対面又は電子メールにより随時交付する。電子メールによる交付を希望する場合は、山口県警察本部警務部情報技術推進課(電話083-933-0110)に連絡すること。

5 入札を執行する場所及び日時

(1) 場所

山口市滝町1番1号 山口県警察本部 2階 入札室

(2) 日時

令和6年8月19日(月) 午前10時30分

6 入札保証金

免除する。

7 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 郵便による入札又は電信による入札

(3) 記名のない入札

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和39年山口県規則第54号)第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) この公告後に、2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和6年8月8日(木)午後5時までに山口県会計管理局物品管理課(電話083-933-3960)に申請書を提出すること。

(4) この借入れに係る契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約書には、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、県は契約を解除することができること、また、契約の解除により損害を受けた場合であっても受託者はその損害の賠償を県に請求することができないことの記載をする。

(5) 入札に参加しようとする者は、「機器構成表」を山口県警察本部警務部情報技術推進課へ令和6年7月16日(火)午後5時までに提出すること。なお、当該構成表に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

当該構成表の審査の結果、承認を受けた者に限り有効な入札とする。審査結果についてはおって通知するので、入札執行日近くになっても通知がない場合は確認すること。

(6) 詳細については山口県警察本部警務部情報技術推進課(電話083-933-0110)に問い合わせること。